

南知多町都市計画審議会委員 募集要項

1 目的

都市計画法の規定に基づき、都市計画に関する事項について、町長の諮問に応じて調査・審議するため、都市計画審議会を設置しています。

「都市計画」は、まちの将来の姿を決定するものであり、住民の生活にも大きな影響を及ぼすものです。都市計画の決定は行政の判断だけではなく、学識経験者、関係行政機関の職員、住民の代表などにより、広く意見を得て進めていくために委員の一部を公募します。

2 周知方法

ホームページ及び広報（5月号）に掲載します。

3 募集内容

(1) 募集人数 2名

(2) 応募資格 4月1日現在で、次の要件を満たす人

- ・町内に在住の20歳以上の人
- ・町議会議員、町職員でない人
- ・平日に行う会議に出席できる人（1回2時間、年2回程度）
- ・まちづくりに関心がある人（学識経験を有する人）

(3) 任期 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで（2年間）

(4) その他 町の規定により、報酬及び費用弁償をお支払いします。

4 応募方法

(1) 提出書類 別紙「南知多町都市計画審議会委員応募申込書」に必要事項を記入の上、提出するものとします。

(2) 応募受付 直接持参、郵送、FAX、または電子メールにより提出できるものとします。
（郵送の場合は必着）

5 応募期間

令和8年5月1日（金）から5月15日（金）

6 選考方法

(1) 決定方法 募集人員を超える応募があった場合には、委員会全体のバランスにより選考し、町長が決定します。なお、応募や該当者がいないときは、公募によらず委員を選任します。

(2) 決定通知 決定後、速やかに応募者全員に結果を通知します。

7 応募及び問合せ

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

まちなみ環境課 まちなみグループ

T E L 65-0711（内線526）

F A X 65-0694

E-mail kankyo@town.minamichita.lg.jp